

議案第 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する  
ものとする。

平成28年(2016年)2月 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の155」を「100分の175」に改める。

第2条 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の140」を「100分の150」に、「100分の175」を「100分の165」に改める。

附則第2項を次のように改める。

(職員の給料月額及び期末手当基礎額の特例)

2 平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に限り、第2条及び第3条第5項の規定の適用については、第2条第1号中「978,000円」とあるのは「880,200円」と、同条第2号中「795,800円」とあるのは「740,000円」と、同条第3号中「682,000円」とあるのは「647,900円」と、第3条第5項中「100分の20」とあるのは「100分の10」と、「100分の25」とあるのは「100分の12.5」とする。

(宝塚市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第3条 宝塚市上下水道事業管理者の給与に関する条例(昭和44年条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年4月1日から平成27年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成31年3月31日まで」に、「689,000円」を「682,000円」に、「655,000円」を「647,900円」に改める。

(宝塚市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第4条 宝塚市病院事業管理者の給与に関する条例（平成17年条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年4月1日から平成27年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成31年3月31日まで」に、「689,000円」を「682,000円」に、「655,000円」を「647,900円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条中宝塚市特別職の職員の給与に関する条例附則第2項の改正規定、第3条及び第4条の規定 平成28年4月1日

(2) 第2条中宝塚市特別職の職員の給与に関する条例第3条第4項の改正規定 平成28年6月1日

(適用期日)

2 第1条の規定による改正後の宝塚市特別職の職員の給与に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条による改正関係）

現行	改正案
<p>(手当)</p> <p>第3条第1項～第3項 略</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月1日を基準日として支給する場合には100分の140を、12月1日を基準日として支給する場合には<u>100分の155</u>をそれぞれ乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>5 略</p>	<p>(手当)</p> <p>第3条第1項～第3項 略</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月1日を基準日として支給する場合には100分の140を、12月1日を基準日として支給する場合には<u>100分の175</u>をそれぞれ乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>5 略</p>

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条による改正関係）

現行	改正案
<p>(手当)</p> <p>第3条第1項～第3項 略</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月1日を基準日として支給する場合には100分の140を、12月1日を基準日として支給する場合には100分の175をそれぞれ乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>5 略</p> <p>附 則</p> <p>(職員給料月額の特例)</p> <p>2 第2条の規定の適用については、平成28年1月分の給料月額に限り、同条第1号中「978,000円」とあるのは「880,200円」と、同条第2号中「795,800円」とあるのは「716,220円」とする。</p>	<p>(手当)</p> <p>第3条第1項～第3項 略</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月1日を基準日として支給する場合には100分の150を、12月1日を基準日として支給する場合には100分の165をそれぞれ乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>5 略</p> <p>附 則</p> <p>(職員給料月額及び期末手当基礎額の特例)</p> <p>2 平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に限り、第2条及び第3条第5項の規定の適用については、第2条第1号中「978,000円」とあるのは「880,200円」と、同条第2号中「795,800円」とあるのは「740,000円」と、同条第3号中「682,000円」とあるのは「647,900円」と、第3条第5項中「100分の20」とあるのは「100分の10」と、「100分の25」とあるのは「100分の12.5」とする。</p>

宝塚市上下水道事業管理者の給与に関する条例新旧対照表（第3条による改正関係）

現行	改正案
<p>附 則 （管理者の給料月額の特例）</p> <p>2 第2条の規定の適用については、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、同条中「<u>689,000円</u>」とあるのは「<u>655,000円</u>」とする。</p>	<p>附 則 （管理者の給料月額の特例）</p> <p>2 第2条の規定の適用については、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に限り、同条中「<u>682,000円</u>」とあるのは「<u>647,900円</u>」とする。</p>

宝塚市病院事業管理者の給与に関する条例新旧対照表（第4条による改正関係）

現行	改正案
<p>附 則 （管理者の給料月額の特例）</p> <p>2 第2条の規定の適用については、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、同条中「<u>689,000円</u>」とあるのは「<u>655,000円</u>」とする。</p>	<p>附 則 （管理者の給料月額の特例）</p> <p>2 第2条の規定の適用については、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に限り、同条中「<u>682,000円</u>」とあるのは「<u>647,900円</u>」とする。</p>

## 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の改正概要

### 1 国の特別職の職員の給与に関する法律の改正分

国の法改正に準じて、特別職の期末手当の支給月数を引き上げる。  
 引上げる月数は、国の改定後の年間支給月数3.15月と合わせ、0.2月とする。  
 平成27年度支給分は、12月期末手当として遡及して支給する。

支給月数

	平成27年度				平成28年度以降
	現行	改正後	増減		改正後
6月期 (国)	1.4 (1.475)	1.4 (1.475)	- (-)	6月期 (国)	1.5 (1.5)
12月期 (国)	1.55 (1.625)	1.75 (1.675)	+0.20 (+0.05)	12月期 (国)	1.65 (1.65)
年間計 (国)	2.95 (3.10)	3.15 (3.15)	+0.20 (+0.05)	年間計 (国)	3.15 (3.15)

### 2 財源不足対策

財源不足対策として、平成28年4月1日から平成31年の3月31日までの3年間、給与を減額する。

#### (1) 給料月額の変額

	給料月額		
	現行	減額後	減額(率)
市長	978,000円	880,200円	-97,800円 (-10%)
副市長	795,800円	740,000円	-55,800円 (-7%)
教育長 上下水道事業管理者 病院事業管理者	682,000円	647,900円	-34,100円 (-5%)

#### (2) 期末手当の変額

基礎額のうち、職務段階別加算と管理職加算の率を2分の1に引き下げる。

	率	
	改定前	減額後
役職加算	25%	12.5%
管理職加算	20%	10%

#### (参考) 引き下げ後の期末手当支給額

	年間支給額(3.15月)		
	現行	減額後	減額(率)
市長	4,984,573円	3,823,457円	-1,161,116円 (-23%)
副市長	4,055,954円	3,214,449円	-841,505円 (-21%)
教育長 上下水道事業管理者 病院事業管理者	3,475,949円	2,814,380円	-661,569円 (-19%)

※地域手当は14%で試算

### 3 施行日

平成28年4月1日 (期末手当の遡及支給のみ適用日を平成27年12月1日とする。)





# 特別職の職員の給与に関する法律の 一部を改正する法律案の概要

- 一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与の額を改定する。

## 1 俸給月額改定【平成27年4月から遡及適用】

### ① 内閣総理大臣等

一般職の指定職職員に準じて、1,000円引上げ

代表的な官職	現行	改正案
内閣総理大臣	2,009,000円	2,010,000円
国務大臣、人事院総裁、会計検査院長	1,465,000円	1,466,000円
内閣法制局長官、内閣官房副長官、副大臣等	1,405,000円	1,406,000円
内閣危機管理監、大臣政務官、公害等調整委員会委員長等	1,198,000円	1,199,000円
大使3号俸～準1号俸	1,174,000円 ～ 760,000円	1,175,000円 ～ 761,000円

### ② 秘書官

一般職の一般職員に準じて、1,100円～2,500円引上げ

## 2 特別給(ボーナス)の改定【平成27年4月から遡及適用】

### ① 内閣総理大臣等

一般職の指定職職員に準じて、0.05月分引上げ(年間3.10月分→3.15月分)

### ② 秘書官

秘書官については、現行法上、一般職の職員の例(※)によることとされている。

※ 0.1月分引上げ(年間4.10月分→4.20月分)

## 3 施行期日

公布の日 (一部の規定は平成28年4月1日)



○ 特別職の職員に給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三条（略）</p> <p>2 第一条第九号、第十一号の二又は第十七号から第四十一号までに掲げる特別職の職員の俸給月額は、特別の事情により別表第一による俸給月額により難いときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額とすることができる。</p> <p>一 第一条第九号又は第十一号の二に掲げる特別職の職員 百十九万九千円</p> <p>二 第一条第十七号から第二十四号までに掲げる特別職の職員 百十七万五千円</p> <p>三 第一条第二十五号から第四十一号までに掲げる特別職の職員 百十七万五千円又は百三万五千円</p> <p>3 大使又は公使の俸給月額は、特別の事情により別表第二に掲げる俸給月額により難いときは、第一項の規定にかかわらず、大使にあつては百四十六万六千円、百四十万六千円又は七十六万千円、公使にあつては七十六万千円とすることができる。</p> <p>4 （略）</p> <p>第七条の二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十七・五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。</p> <p>1・2 附則（略）</p>	<p>第三条（同上）</p> <p>2 第一条第九号、第十一号の二又は第十七号から第四十一号までに掲げる特別職の職員の俸給月額は、特別の事情により別表第一による俸給月額により難いときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額とすることができる。</p> <p>一 第一条第九号又は第十一号の二に掲げる特別職の職員 百十九万八千円</p> <p>二 第一条第十七号から第二十四号までに掲げる特別職の職員 百十七万四千円</p> <p>三 第一条第二十五号から第四十一号までに掲げる特別職の職員 百十七万四千円又は百三万四千円</p> <p>3 大使又は公使の俸給月額は、特別の事情により別表第二に掲げる俸給月額により難いときは、第一項の規定にかかわらず、大使にあつては百四十六万五千円、百四十万五千円又は七十六万円、公使にあつては七十六万円とすることができる。</p> <p>4 （同上）</p> <p>第七条の二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十七・五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十二・五」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。</p> <p>1・2 附則（同上）</p>

3 一般職の職員から引き続き内閣総理大臣秘書官になつた者の俸給月額、当分の間、特別の事情により別表第三に掲げる俸給月額により難いときは、第三条第一項の規定にかかわらず、同表に掲げる十二号俸の俸給月額を超え八十九万六千円を超えない範囲内の額とすることができる。この場合において、同条第四項第三号中「別表第三」とあるのは、「附則第三項の規定」とする。

4 (略)

別表第一 (第三条関係)

官 職 名	俸 給 月 額
内閣総理大臣	二、〇一〇、〇〇〇円
国務大臣 会計検査院長 人事院総裁	一、四六六、〇〇〇円
内閣法制局長官 内閣官房副長官 副大臣 国家公務員倫理審査会の常勤の会長 公正取引委員会委員長 原子力規制委員会委員長 宮内庁長官	一、四〇六、〇〇〇円
検査官 (会計検査院長を除く。) 人事官 (人事院総裁を除く。) 内閣危機管理監及び内閣情報通信政策 監 国家安全保障局長 大臣政務官 個人情報保護委員会委員長	一、一九九、〇〇〇円

3 一般職の職員から引き続き内閣総理大臣秘書官になつた者の俸給月額、当分の間、特別の事情により別表第三に掲げる俸給月額により難いときは、第三条第一項の規定にかかわらず、同表に掲げる十二号俸の俸給月額を超え八十九万五千円を超えない範囲内の額とすることができる。この場合において、同条第四項第三号中「別表第三」とあるのは、「附則第三項の規定」とする。

4 (同上)

別表第一 (第三条関係)

官 職 名	俸 給 月 額
内閣総理大臣	二、〇〇九、〇〇〇円
国務大臣 会計検査院長 人事院総裁	一、四六五、〇〇〇円
内閣法制局長官 内閣官房副長官 副大臣 国家公務員倫理審査会の常勤の会長 公正取引委員会委員長 原子力規制委員会委員長 宮内庁長官	一、四〇五、〇〇〇円
検査官 (会計検査院長を除く。) 人事官 (人事院総裁を除く。) 内閣危機管理監及び内閣情報通信政策 監 国家安全保障局長 大臣政務官 個人情報保護委員会委員長	一、一九八、〇〇〇円

<p>公害等調整委員会委員長 運輸安全委員会委員長 侍従長</p>	<p>内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官 常勤の内閣総理大臣補佐官 常勤の大臣補佐官 国家公務員倫理審査会の常勤の委員 公正取引委員会委員 国家公安委員会委員 原子力規制委員会委員 式部官長</p>	<p>一、一七五、〇〇〇円</p>	<p>個人情報保護委員会の常勤の委員 公害等調整委員会の常勤の委員 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員 運輸安全委員会の常勤の委員 総合科学技術・イノベーション会議の常勤の議員 原子力委員会委員長 再就職等監視委員会委員長 証券取引等監視委員会委員長 公認会計士・監査審査会会長 中央更生保護審査会委員長 社会保険審査会委員長 東宮大夫</p>	<p>一、〇三五、〇〇〇円</p>	<p>食品安全委員会の常勤の委員 原子力委員会の常勤の委員 情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員</p>
---	---	-------------------	---	-------------------	--

<p>公害等調整委員会委員長 運輸安全委員会委員長 侍従長</p>	<p>内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官 常勤の内閣総理大臣補佐官 常勤の大臣補佐官 国家公務員倫理審査会の常勤の委員 公正取引委員会委員 国家公安委員会委員 原子力規制委員会委員 式部官長</p>	<p>一、一七四、〇〇〇円</p>	<p>個人情報保護委員会の常勤の委員 公害等調整委員会の常勤の委員 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員 運輸安全委員会の常勤の委員 総合科学技術・イノベーション会議の常勤の議員 原子力委員会委員長 再就職等監視委員会委員長 証券取引等監視委員会委員長 公認会計士・監査審査会会長 中央更生保護審査会委員長 社会保険審査会委員長 東宮大夫</p>	<p>一、〇三四、〇〇〇円</p>	<p>食品安全委員会の常勤の委員 原子力委員会の常勤の委員 情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員</p>
---	---	-------------------	---	-------------------	--

公益認定等委員会の常勤の委員  
 証券取引等監視委員会委員  
 公認会計士・監査審査会の常勤の委員  
 地方財政審議会委員  
 国地方係争処理委員会の常勤の委員  
 電気通信紛争処理委員会の常勤の委員  
 中央更生保護審査会の常勤の委員  
 労働保険審査会の常勤の委員  
 社会保険審査会委員  
 運輸審議会の常勤の委員  
 土地鑑定委員会の常勤の委員  
 公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員

九一三、〇〇〇円

別表第二（第三条関係）

官職名	俸給月額
大使	三号俸 一、一七五、〇〇〇円 二号俸 一、〇三五、〇〇〇円 一号俸 九一三、〇〇〇円
公使	三号俸 一、一七五、〇〇〇円 二号俸 一、〇三五、〇〇〇円 一号俸 九一三、〇〇〇円

別表第三（第三条関係）

官職名	俸給月額
十二号俸	五八五、〇〇〇円

公益認定等委員会の常勤の委員  
 証券取引等監視委員会委員  
 公認会計士・監査審査会の常勤の委員  
 地方財政審議会委員  
 国地方係争処理委員会の常勤の委員  
 電気通信紛争処理委員会の常勤の委員  
 中央更生保護審査会の常勤の委員  
 労働保険審査会の常勤の委員  
 社会保険審査会委員  
 運輸審議会の常勤の委員  
 土地鑑定委員会の常勤の委員  
 公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員

九一二、〇〇〇円

別表第二（第三条関係）

官職名	俸給月額
大使	三号俸 一、一七四、〇〇〇円 二号俸 一、〇三四、〇〇〇円 一号俸 九一二、〇〇〇円
公使	三号俸 一、一七四、〇〇〇円 二号俸 一、〇三四、〇〇〇円 一号俸 九一二、〇〇〇円

別表第三（第三条関係）

官職名	俸給月額
十二号俸	五八三、九〇〇円

秘書官

十一号俸  
十号俸  
九号俸  
八号俸  
七号俸  
六号俸  
五号俸  
四号俸  
三号俸  
二号俸  
一号俸

五五四、三〇〇円  
五二四、三〇〇円  
四九二、七〇〇円  
四六二、二〇〇円  
四三四、八〇〇円  
三九九、五〇〇円  
三六一、〇〇〇円  
三二五、二〇〇円  
二九四、〇〇〇円  
二七二、一〇〇円  
二六二、八〇〇円

秘書官

十一号俸  
十号俸  
九号俸  
八号俸  
七号俸  
六号俸  
五号俸  
四号俸  
三号俸  
二号俸  
一号俸

五五三、二〇〇円  
五二三、二〇〇円  
四九一、六〇〇円  
四六一、一〇〇円  
四三三、七〇〇円  
三九八、三〇〇円  
三五九、八〇〇円  
三二四、〇〇〇円  
二九二、八〇〇円  
二七〇、五〇〇円  
二六〇、三〇〇円

○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第七条の二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十五」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。</p>	<p>第七条の二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十七・五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。</p>